

財 関 第 405 号
平成 28 年 3 月 31 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 佐川 宣寿

石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく
原油等の輸入通関の際における取扱いについて

標記のことについて、別紙のとおり、経済産業省資源エネルギー庁長官から依頼があったので、平成 28 年 4 月 1 日からは、これにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく原油等の輸入通関の際における取扱いについて」(平成 23 年 12 月 27 日財関第 1440 号) は廃止する。